平成２７年（フ）第７１号
愛知県豊田市小渡町七升蒔18番地１
債務者　梶原　賢治
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月25日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
東京都立川市柴崎町２丁目15番３号都営立川柴崎町２丁目アパート１棟302号
債務者　本間　律子
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１号
長崎県雲仙市愛野町甲321番地３
債務者　中嶋　一成
１　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
愛知県豊橋市大村町字大賀里17番地３　Ａ－201
債務者　村尾　吉彦
１　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第６９号
愛知県豊橋市大岩町字北山110番地　３－205
債務者　中西　啓一
１　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１５３号
岡山市北区青江４丁目１番１号　スカール青江Ⅱ205、旧住所岡山市中区平井1130番地17
債務者　三島　深雪（旧姓穴見）
１　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５５号
岡山市東区西大寺中野５番地３　Ａ－203
債務者　山本十美代（旧姓中井）
１　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０８号
横浜市栄区小菅ケ谷４丁目６番９－105号
債務者　森田　　實
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８号
栃木県栃木市岩舟町静和2480番地４、従前の住所栃木県栃木市大平町富田314番地250
債務者　青木八重子こと　アオキ　ネウザ　ヤエコ
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２１２号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹４丁目７番69－405号　ＳＳビル
債務者　鈴木　智則
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９６号
神奈川県大和市下鶴間2772番地11　ＮＩＣＥ　ＵＲＢＡＮ　南林間Ⅱ206号
債務者　成澤弘一郎
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９２号
神奈川県大和市つきみ野３丁目20番地２
債務者　岩永久美子
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７号
栃木県小山市駅南町５丁目20番８号　セジュール藤Ａ棟103号、従前の住所栃木県小山市乙女２丁目２番７号　マルマンハイツ208号
債務者　髙野　雄介
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第３号
沖縄県宮古島市平良字西原1177番地２
破産者　川満　大作
主文　当裁判所がした平成27年２月27日付け破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき、「沖縄県宮古島市平良字下里1314番地　共和マンション602」とあるのを「沖縄県宮古島市平良字西原1177番地２」と更正する。
平成27年５月11日　那覇地方裁判所平良支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４４号
新潟市北区葛塚3226番地１　ガーデンローズ103号
破産者　佐藤　正人
１　決定年月日　平成27年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部